

※改定の全文は、H26年8月1日以降、規約・特約のページをご確認ください。

現行	改正
<p style="text-align: center;">エクスプレス予約サービス (J-WEST カード(エクスプレス))に関する特約</p> <p style="text-align: center;">(前略)</p> <p>第6条 (回答方法、決済)</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>4. 本会員が第2項の乗車券類の購入等を行った時点において、決済手続きが行われます。</p> <p>5. 本会員は、乗車券類購入等の申込をした後、別に定める所要回答時間を経過した後においても当社からの回答が通知されない場合、「EX サポートダイヤル」まで速やかに電話連絡をするものとします。</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p> <p>第8条 (受取)</p> <p style="text-align: center;">(前略)</p> <p>4. 前項の受取期間を経過し受取が行われなかった乗車券類については、個々の乗車券類ごとに、以下のように取り扱います。</p> <p>(1) <u>当該受取期間の経過によってもまだ有効期間が残っている乗車券類</u>については、受取期間が経過した翌日に本会員から請求があったものとみなして払いもどします。</p> <p>(2) <u>当該受取期間の経過をもって有効期間を経過した乗車券類</u>についての払いもどしはいたしません。</p> <p>5. <u>本会員と当社との間の会員規約が失効した時点または本会員がJ-WEST 会員でなくなった時</u></p>	<p style="text-align: center;">エクスプレス予約サービス (J-WEST カード(エクスプレス))に関する特約</p> <p style="text-align: center;">(前略)</p> <p>第6条 (回答方法、決済)</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>4. 本会員が第2項の乗車券類の購入等を行った時点において、決済手続きが行われます。<u>なお、決済は本会員が第2条第1項により登録したカードにより行います。</u></p> <p>5. 本会員は、乗車券類購入等の申込をした後、別に定める所要回答時間を経過した後においても当社からの回答が通知されない場合、「EX サポートダイヤル」まで速やかに電話連絡をするものとします。</p> <p><u>6. 乗車券類の変更を行う場合は、原則として変更後の乗車券類を改めて発売したのち、変更前の乗車券類の払いもどしを決済します。そのため、変更後の乗車券類購入可能額は会員のカード利用可能額による制限を受ける場合があります。</u></p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p> <p>第8条 (受取)</p> <p style="text-align: center;">(前略)</p> <p>4. 前項の受取期間を経過し受取が行われなかった乗車券類については、個々の乗車券類ごとに、以下のように取り扱います。</p> <p>(1) <u>特急券と乗車券の効力が一体となった乗車券類</u>については、<u>普通車指定席用及びグリーン車用は乗車日の指定列車発車時刻後の当日中に、また普通車自由席用は乗車日の当日中に会員から払いもどし請求があったものとみなして、別に定める特定額または払戻手数料を差し引いた額の払いもどしを行います。</u></p> <p>(2) <u>特急券のみの効力を持った乗車券類</u>については、<u>普通車指定席用及びグリーン車用は一切払いもどしを行いません。普通車自由席用は、所定の払戻手数料を差し引いた額の払いもどしを行います。</u></p> <p>5. <u>前項による払いもどしは、カードにより決済を行います。なお、第6条に関わらずお客様への</u></p>

現行	改正
<p><u>点で、当社が前条第1項により保管している乗車券類が存在する場合であっても、当該乗車券類の受取はできません。</u></p>	<p><u>通知は行いません。</u></p>
(以下略)	<p>6. 本会員と当社との間の会員規約が失効した時点または本会員がJ-WEST会員でなくなった時点で、当社が前条第1項により保管している乗車券類が存在する場合であっても、当該乗車券類の受取はできません。</p>
<p>(以下略)</p> <p>EX-IC サービス (J-WEST カード (エクスプレス)) に関する特約</p>	<p>(以下略)</p> <p>EX-IC サービス (J-WEST カード (エクスプレス)) に関する特約</p>
(前略)	(前略)
<p>第8条(申込及び決済の方法、契約の成立等)</p>	<p>第8条(申込及び決済の方法、契約の成立等)</p>
(中略)	(中略)
<p>10. 前項より、第6項により決済した運賃等に払いもどすべき過剰金または新たに收受すべき不足金または手数料が生じた場合、J-WEST カードにより精算することとします。ただし、会員から当社に申し出があり、当社が特に認める場合または運行不能その他当社が妥当と認める場合には、現金その他の手段により精算する場合があります。</p>	<p>10. 前項より、第6項により決済した運賃等に払いもどすべき過剰金または新たに收受すべき不足金または手数料が生じた場合、J-WEST カードにより精算することとします。ただし、会員から当社に申し出があり、当社が特に認める場合または運行不能その他当社が妥当と認める場合には、現金その他の手段により精算する場合があります。</p>
<p>11. <u>会員は、本サービスにより EX-IC 運送契約の締結等の申込をした後、別に定める所要回答時間を経過した後においても当社から承諾の通知がされない場合には、当社が別に定める J-WEST カードエクスプレス予約サポートダイヤル(以下、「EX サポートダイヤル」といいます。)まで速やかに電話連絡を行い、その指示に従うものとします。</u></p>	<p>11. <u>EX-IC 運送契約の変更を行う場合は、原則として変更後の EX-IC 運送契約を改めて締結したのち、変更前の運賃等の払いもどしを行います。そのため、変更後の EX-IC 運送契約の締結可能額は会員の J-WEST カード利用可能額による制限を受ける場合があります。</u></p>
(以下略)	<p>12. 会員は、本サービスにより EX-IC 運送契約の締結等の申込をした後、別に定める所要回答時間を経過した後においても当社から承諾の通知がされない場合には、当社が別に定める J-WEST カードエクスプレス予約サポートダイヤル(以下、「EX サポートダイヤル」といいます。)まで速やかに電話連絡を行い、その指示に従うものとします。</p> <p>(以下略)</p>

附則

この改正は、平成 26 年 8 月 1 日から施行する。